

後期近代から見るフッタライトの近代性

Modernity of Hutterites in the Perspective of the Late Modern Age

丹 羽 卓*

NIWA, Takashi

キーワード：①フッタライト ②再洗礼派 ③近代性
④信仰の自由 ⑤政教分離

要旨

再洗礼派フッタライトは16世紀の宗教改革時に誕生したが、極めて早い時期からその後の近代を先取りするようないくつもの特徴（近代性）を備えていた。特に個人の信仰の自由、「子ども」の重視、幼児教育・初等教育制度の創設、民主的なコロニー運営などに注目する。その一方で、国民国家形成などの近代化を拒んだことが、後期近代という時代においてあらためて評価される可能性もある。しかし、後期近代という観点からすれば、日本をはじめとした多くの社会同様、女性の活躍やLGBTQにかかわる問題点も見つかる。だが、そうしたことはあるものの、フッタライトの生き方は、盛期近代への反省期である後期近代にいるわれわれの生き方に反省を迫るものでもある。

* 金城学院大学キリスト教文化研究所 教授

はじめに

人里離れた場所に点在するフッタライトのコロニーの様子はなかなか知ることができなかったが、今ではCBCやBBCなどの取材映像から個人がアップしたものまで、YouTubeでいくつもの映像が簡単に見られ、それを通して文字や写真だけではわからなかったことも知ることができるようになった。それを見ると、フッタライトの人々は前近代的な時代遅れの生活に固執しているように思われる。質素な衣服を身にまとい、共有の建物で共同生活を送り、宗教に支配された不自由な生活を甘受し、美食や娯楽とも無縁で、外の世界を知ろうともしない——そんな風に考えたとしても無理もない¹。

しかし、歴史をよく読み解いてみると、フッタライトはむしろ近代を先取りしていたことがわかる。非常に小さな集団だったからこそ、可能だったのであろうが、それを500年にわたって変わらず堅持し、実践し続けたというのは驚くべきことである。西欧の歴史を振り返るに、時代を超えた価値を表明・実践していくつもの集団が、「異端」の烙印を押され、結局は迫害の中、消滅してしまった²。ところが、フッタライト（だけでなく、ほかの再洗礼派グループも）も同様に「異端」とされ厳しい迫害を受けながらも、逃避行を重ね、19世紀末の北米移住時400人程度だった人口が、今では約5万人を数えるほどになっている³。フッタライトは決して「絶滅危惧種」ではないのである。

¹ その一方で、大型トラクターなどの現代的な農業機具を使いこなして大規模農業を営むさまは、一般の北米の農家と変わらない。

² 西欧中世のカタリ派、あるいはジョン・ウィクリフやヤン・フスのことが念頭にある。

³ 北米に渡ったフッタライトは1265人いたが、そのうち800人以上は共同体生活を捨ててメノナイトに合流し、コロニーに住んだのは450人以下とされる。それが1917年には約2000人になり、21世紀初頭北米のフッタライト人口は48,500人とされている（cf. Katz & Lehr, 2014, pp. 21-27）。なお、Katz & Lehr (2014) のAppendixには2014年のコロニーごとの詳細なデータが掲載されている。

フッタライトの人口規模は極めて小さいが、その歴史や社会や信仰のありかたなどに関する研究はいくつもある⁴。しかし、それらの多くはフッタライトに関する記述的研究であって、フッタライトを近代の中にどう位置付けるかという研究は多くない。フッタライトが誕生したのは16世紀であり、初期近代の始まりの時期と一致する。そして、そこから約500年間近代とともに歩み、盛期近代への反省期である後期近代の現在もなお命脈を保っている⁵。それを踏まえてフッタライトの近代性を明らかにし、それが後期近代の価値観からはどう評価されるのか、そのことを以下で見ていきたいと思う。カナダは後期近代の理念に向かって先頭を進む国家のひとつだと思うが、大多数のフッタライトはそこに住む。それゆえ、本論ではカナダを引き合いに出して議論を進めることになる。

1. フッタライトとは

フッタライトとは16世紀の宗教改革の時代にスイスのチューリッヒあたりで活動したツウィングリの体制順応的態度を批判して結成されたスイス兄弟団を源とするが、迫害を受けて移住したモラビア地方でヤーコプ・フッターを指導者として形成されたグループである。私有財産制を否定す

⁴ 書物だけでも、Peter (1987), Hostetler (2002), Janzen & Stanton (2010), Stoltzfus (2013), Katz & Lehr (2014) などがある。日本語文献でも、坂井 (2007), 小坂 (2017), 永本他 (2017) などがあるが、なかでも、これらの先駆的業績であるフッタライトに関する榊原 (1967) をはじめとした (翻訳も含む) 再洗礼派に関する「アナバプティズム研究叢書」(平凡社) 全10巻は特筆に値する。また、ここでは取り上げないが、フッタライトのコロニーでの生活体験を描いた本も少なからず出版されている。

⁵ 用語の確認が必要である。一般に初期近代に続く時期を後期近代 (Late Modern) だとしているが、それはその表現がなされた時代にはまだ「その後の近代」の到来が意識されていなかったためである。だが、本論では初期近代には盛期近代が続き、20世紀末から新しい近代が始まっているという前提で議論を進める。Beck, Giddens and Lash (1994) ではその時代を「再帰的近代化／内省的近代化」(Reflexive Modernization) の時代とも呼び、近代化を内面化する、あるいは反省する時代と位置付けている。同じ認識に立ち、21世紀初頭も、新しい時代の予兆を感じつつも、なお近代の名残の中にあると考え、本論ではそれを「後期近代」と呼ぶことにする。

るという特徴を持ち、上部ドイツ語の流れをくむフッタライト・ドイツ語を日常語とする。フッタライトは迫害を受け東欧やウクライナを転々とした後、19世紀末に北米に移住し、現在に至っている。

フッタライトは世俗社会と距離を置くために、人口100人規模のコロニーに居住し（コロニー人口が100人を超えたくらいで分村し、新しいコロニーを作る）、共同の建物に家族単位で住み、食事や労働は皆が一緒にするという共同生活を送っている。フッタライトのコロニーは牧師を中心とした評議会（成人男性教会員の選挙によって選ばれる）が運営し、精神的な面だけでなく、農業などの経済面、教育などの責任を負う。女性はそのメンバーになれない。評議会やフッタライトの生活について詳述するのは本論の趣旨とは外れるので、小坂（2017, 第12章）、さらに詳しくはHostetler（2002）やJanzen & Stanton（2010）を参照して欲しい。ここでは、以下の論考との関係で、以上の点だけに注目しておく。

2. 初期近代・盛期近代・後期近代

近代について論じようとするれば何冊もの書物が必要であろうが、本節では、今後の議論を進める枠をはっきりさせるために、必要な点に絞って確認しておく。まず、ここでいう「近代」（Modern Age）とは西欧近代のことである。ただ、西欧近代は強い力を持って地球規模に広がり、今では西欧近代の影響を受けていない社会は稀であろう。

今日では近代の開始を18世紀末の米国独立やフランス革命あたりとし、中世の終わりからそれまでを近世と呼ぶことが多いのだが、次で述べるように、「近代性」は18世紀以前にさかのぼれると考えられるので、本論では「近世」ではなく「初期近代」という用語を用い（英語でも Early Modern Age と呼ぶ）近代と一貫した時代と考え、それは16世紀前半の宗

教改革頃に始まったとして議論を進めたい⁶。そして人類は今なお近代の枠組みから抜け出しておらず、われわれは今、「後期近代」にいるという認識に立っている⁷。

では、近代を特徴づける近代性とは何か。社会学の泰斗ギデنزは、それを封建制後の諸制度と行動様式と位置付け、近代性をほぼ「産業化した社会と同等」だと言う。そして、近代化が生み出した顕著な社会形態は国民国家だとする（Giddens 1991, p. 14）。またサットンとの共著で、近代性は「世俗化、合理化、民主化、個人主義化、科学の誕生などによって特徴づけられる」（ギデنز&サットン, 2018, p. 13）とし、18世紀半ばから1980年ごろまでが近代だとしている。しかし、彼が挙げている特徴は、すでに16世紀ごろにその端緒がみられる。科学の誕生がトマス・クーンという自然科学におけるパラダイム転換（科学革命）であれば、それはコペルニクスやガリレオの時代の16世紀であるし（cf. クーン 1971）、個人主義、合理主義、民主主義、資本主義はプロテスタンティズム（つまり宗教改革）と切り離せないというのは通説であろう。1994年刊行の『日本大百科全書』の「プロテスタンティズム」の項には、「これらの原理（信仰義認、聖書主義、万人祭司）はすべて、神と人間との間の媒介物を除去し、人間を直接神と直面せしめるものであって、ここにいかなる権威にも屈することのない内面的価値が自覚され、封建的身分秩序からの個人の自立化が可能となった。したがって、政治的には近代民主主義、経済的には資本主義の思想的淵源がここに求められている。」（丸括弧内および下線は筆者の補足）とある。

⁶ ウェーバーやトレルチの見解に従う。森安（2002, p. 53）は「宗教改革が近代社会生み出したのではなく、宗教改革は、近代社会にいたる社会的変動の一つの現れである」と述べているが、16世紀に近代が始まったこと自体を否定してはいない。

⁷ 現代をポストモダンと位置づける見方があるのは承知しているが、それが主張されたのが1980年代で、ほぼ本論で言う後期近代と重なる。現代が本当に「近代後」なのか、「近代の終わり」なのか、それを論じることはとてもできないだけでなく、その正当な評価はるか後代でないとわからないであろう。

ギデンズも近代の特徴として指摘している国民国家の形成についていえば、一般に、西欧はヴェストファーレン条約（1648年）を契機として国民国家形成に向かったとされている。そして、いうまでもなく、この条約は三十年戦争の講和条約であり、その戦争のもとをたどれば宗教改革に行きつく。

そして世俗化もまた、宗教改革の時代に始まったといえる⁸。世俗化のためにはチャールズ・テイラーの言う「神への信仰に疑問の余地がない社会」の変化が必要であったが、それはカトリック教会がカトリック（普遍的catholicus）でなくなるという事態が起こることによってはじめて可能になった。それがまさに宗教改革である。一元的信仰世界が多元的信仰世界へと移ることにより、信仰のあり方への疑義を語る事が可能になったのである。しかし、三十年戦争終結後生まれた社会秩序は信仰属地主義で、領主には信仰の自由があっても、領民にはなかった。つまり、宗教改革は世俗化のきっかけではあったが、個人の信仰の自由、ましてや「信じない自由」などまだまだ先のことであった。

3. 近代を先取りしたフッタライト

フッタライト、メノナイト、アーミッシュといった再洗礼派は宗教改革の時代の主流教派（カトリック、ルター派、カルヴァン派）から極めて厳しい迫害を受けた。その根本的理由は、「個人の自覚的信仰によって洗礼を受ける」ということが当時の規範であった「領主の宗教がその地に行われる」に反して、個人の信仰の自由を主張し、それを決して放棄しなかったからだと考えられる。時代の常識に照らしてみれば、16世紀前半の再洗礼派の主張がいかにラディカルであったか、そしてそれを堅持した結果、

⁸ 世俗化について徹底的に論じた書物としてTaylor (2018) があり、そこで主張されている世俗化の3つの局面を念頭においてここでは議論をしている。

迫害され、東欧からロシアに逃れ、結局は新大陸に移民しなければならなかったかがよくわかる⁹。

長らく再洗礼派の歴史は陰に隠れていた。あまりにも時代に先んじていたからであろう。再洗礼派が主張した個人の信仰の自由や政教分離が理解されるには、長い時間がかかった。実は、再洗礼派の中でもフットライトに注目すると、時代に先行していた事柄は他にもある。本節では、前節で挙げた近代の特徴に照らして、フットライトがどの程度近代的だったのかを検証し、さらにはそれを後期近代の視点で評価していくことにする。

3.1. 個人の信教の自由

先に引用した『日本大百科全書』の記述にある通り、長く、信教の自由の概念はプロテスタンディズムを基とすると語られてきた。しかし、それは、ルター派教会や改革派（カルヴァン派）教会など「体制的な」プロテスタント教会にではなく、再洗礼派にこそ帰すべきだという主張がある。森安（2002, p. 36）は「しばしば誤解のあることだが、宗教改革は決して近代的な意味での個人の自由を生み出したわけでも、信仰の自由を掲げたわけでもない」と喝破している。そして、榊原（1972）、佐野（2007）、村上（2017）、孝忠（2018）は、信教の自由の嚆矢はむしろ同時代の再洗礼派だと主張している。どこに生まれようが、どんな身分であろうが、聖書の信仰義認の原則を根拠に自覚的に信じた者だけに洗礼を施し、共同体の一員に加えるという再洗礼派の教義は、個人に信仰の選択権を与えるという意味で、個人の信仰の自由の起点となった。

個人の信仰の自由では、その信仰を捨てることも自由である。ただし、フットライトの場合、それは共同体からの離脱（追放）をも意味する。その意味では、はなはだしく不自由である。どれほどその共同体にとどまり

⁹ 再洗礼がなぜ重大な問題だったかについては、中野（1982, pp. 10-11）を参照。

たいと願っても、それは信仰を同じくしない者には許されないことなのである。そう考えると、「フッタライトの場合、個人の信仰の自由は一面的」という誹りを免れないかもしれない。つまり、「外部に対しては信仰の自由を要求し、内部には信仰の自由を認めない共同体」という二律背反的存在とみなされかねない。ただし、フッタライトがゼクテ（成員の自発的な合意によって形成される共同体）ならば、これは必然とも言える¹⁰。自発的に加盟しているなら、賛同できなくなったら自発的に離脱できるのであるから、信仰の自由を侵犯するとも言えない。ただ、離脱はそれまでの人間関係を破壊し、フッタライトは財産共有制をとっているので使用しているものをすべて（正確には衣類など身の回りの物は除く）置いて去らなければならない。それが離脱の妨げとなる可能性は十分にあるのである。一般に信仰の自由が離脱の自由を含むかどうかについては難しい問題で議論が多く、フッタライトの信仰の自由が後期近代においてどう評価されるべきかここでは軽々に判断できるものではない¹¹。

3.2. 政教分離

再洗礼派は個人の信仰の自由を先導したという点で、近代に先鞭をつけたと言える。では、それと関連する政教分離についてはどうか。歴史が語る通り、再洗礼派は政教分離をその地の政府に求める代わりに、それを求めて北米大陸に渡った。しかし、そこでも再洗礼派は絶えず社会の周辺に置かれ、支配勢力から逃れるために中心から遠く離れたところにコロニーを築いた。ウェーバーは、ゼクテは反政治的であり、政教分離と親和性があるのは必然だと述べている（cf. 孝忠2018, p.113）。その点でも再洗礼派は近代を先導したと言えるが、フッタライトの場合には、政教分離にもま

¹⁰ 周知のトレルチの三類型「教会」、「ゼクテ」、「神秘派」に基づく（cf. 小笠原1981,p.32）。なお、ゼクテの宗教的類型については場値賀（1990）を参照

¹¹ カナダにおいてはこの件をめぐる裁判が行われ、最高裁の判断が下っているが、まだ議論はある。詳しくは山本（2018, 2021）を参照。

た対外と対内の二律背反が見られる。対外的には政教分離を願うが、共同体の内部では「政教一致」が実践される。各コロニーの指導者は牧師であり、フッタライトの聖書信仰に基づいてすべてが行われる。しかし、これもまたゼクテの必然の姿であり、それがメンバーへの抑圧を生まない限り、問題とすべきではないのかもしれない。

こうしてみると、個人の信仰の自由も政教分離も再洗礼派がその理念を生み出したのでもなければ、それを求めて戦ったのでもなく、アイデンティティを守って生き延びるためにそれを実践しただけだと推察できる。少なくともフッタライトについて言えば、自分たちの信仰を貫くために外部に対しては信仰の自由を求め、内部にはゼクテの一体性を守るために全く対照的な姿勢を500年にわたって貫いてきたと言えよう。

3.3. 民主制と男女の分業

今われわれが享受している形の民主制もまた近代のものであるが、コロニーの運営形態についていえば、フッタライトはこれを500年にわたって実践してきた。西欧では財産などに基づく制限選挙から始まり、それが男性だけの普通選挙（1792年フランス革命期）になり、女性も含めた完全普通選挙になったのは、1919年のドイツ共和政においてである。私有財産制を認めないフッタライトにとっては財産による制限選挙は問題にならないため、成人男性だけの普通選挙という点では、世界に400年近く先んじていたことになる。ただし、フッタライトは厳しい性的分業を原則としているため、現在でも女性には投票権もコロニーを運営する会議への参加も許されていない。この点では、フッタライトのこの家父長的民主制は、時代にそぐわないと言える。ただ、フッタライトのコロニーに男尊女卑があるわけではない。聖書に基づいてコロニーの意思決定に女性が直接口を出すのを禁じているだけだと思われる（『コリント信徒への手紙第1』14章34-35節参照）。

投票権に限らず性別によってなすべき仕事が決まるとするのは、後期近代にいる者には受け入れ難いかもしれないが、西欧近代の長い期間、これは当たり前であった。ジェンダーが重要な問題とされるようになったのは後期近代のことで、今でも男女の役割分担だけでなく、男尊女卑というのは世界の多くの場所で根強く残っている。フッタライトのコロニーでは、男性も女性も役割分担に従って忠実にコロニーに仕えることで尊重される。フッタライトにおいては、性的分業は確固とした制度であり、そこで生まれ育った人々はそれを性差別とは感じていないようで、その制度は動く気配などない。後期近代においてジェンダーの平等は普遍的価値であろうが、ことによったら、フッタライトのあり方は「平等」についての問題提起になるのかもしれない。

3.4. 国民国家への反抗

近代とは国民国家形成の歩みでもある。国民国家とはひとつの領土の中に均質な文化を持ったひとつの民が住み、同一の法によって支配され、他から干渉されない主権を持つという理念である。もちろんこれは空想であって、実際にはその領土の中の支配勢力（マジョリティ）がマイノリティを自分たちの文化に同化することによってそれを実現しようとしたのである。そのための手段が言語の統一であり公教育であり徴兵制であった。フッタライトをはじめとした再洗礼派はそれにことごとく反対した。再洗礼派はどこに行っても、ドイツ語と類縁関係にある自分たちの言語を捨てない。そこから、フッタライトの場合ドイツ語学校と英語学校の軋轢が生じる¹²。また、公教育についていえば、国民国家では、支配勢力が定めた制度に基づいて、支配勢力から見た歴史を教え、その価値観を教えることで国民を創ろうとした。再洗礼派は、できるだけそうした公教育から自由で

¹² カナダでのフッタライトの教育問題については鶴海（2021）を参照。

あろうとして、僻地に住み、独自の教育を展開できるようにした。

徴兵制は、国防という観点から国民意識を植え付けることになる。国中の各地から集められた青年が同じ目的のために血や汗を流すことで、国民の一体性がつくられるのであるが、そもそも絶対平和主義に立つ再洗礼派の場合、徴兵制そのものに同意できない。実際、第一次世界大戦のときに徴兵を拒否した再洗礼派の青年が軍隊でひどい処遇を受けて命を落とすということさえあった¹³。しかし、そうした犠牲を踏まえ、「良心的兵役拒否」という考えとそれを認める制度が認められるようになったというのは、再洗礼派（だけではないが）の大きな貢献であろう。

再洗礼派は、もちろん支配的文化に同化されることを徹底的に拒絶する。そう考えると、再洗礼派は国民国家形成という点では間違いなく反近代である。しかし、後期近代の今、均質性よりも多様性が評価されるようになった。国内の文化集団を尊重しようという多文化主義は同化主義的国民国家理念への反省に立った後期近代のものと考えられるが、それを国是とするカナダにおいて、フットライトが繁栄しているのは、理由がないことではない。脅かされることなく、国家の庇護を受けながらも、独自の言語・文化を保ち続けることができるからである。その点では、フットライトは反近代ではあるが、国民国家が疑われ、EUなどの超国家やマルチナショナルリズムが注目される後期近代とはむしろ親和性が高いとみることもできる¹⁴。

3.5. 「子ども」の重視と保育園・幼稚園・小学校

アリエス（1980）によれば、中世ヨーロッパには「子ども」という概念も「教育」という概念もなく、古代の学校教育を真似て学校教育制度が生まれたのは17世紀のことである。ところが、16世紀からフットライトのコミュニティでは子どもは特別扱いをされた。それはフットライトには「子ど

¹³ フットライトの場合については、Stoltzfus（2013）に詳しい説明がある。

¹⁴ マルチナショナルリズムについてはGagnon & Iacovino（2007）を参照。

も」という概念が極めて重要だったからだと推測される。フッタライトの神学の根幹には「心を入れ替えて、子どものようにならなければ、天国に入ることはできない」（『マタイによる福音書』18章3節）という聖句があるからである。「子ども」は「人間になりきれていない姿」などではなく、信仰のあるべき模範形なのである。言葉を変えていえば、神とフッタライト共同体の言葉に従順な、「子どものままの大人」を育成するのが目指すところだったのであろう（cf. 滝口2000, pp. 8-12）。

16世紀の再洗礼派グループの中でも、フッタライトほど体系的な若者のキリスト者育成プログラムを持つものはなかった¹⁵。その教育理念は、『エフェソの信徒への手紙』6章4節の聖句に基づくもので、16世紀に詳細に文書に残されている。目的はともあれ、フッタライトがかなり早い段階から子どもを特別扱いし、学校制度を整える点で、一般の西欧にはるかに先行していたのがわかる。

3.6. 個人・家族・共同体

再洗礼派に限らずゼクテは、「救済された人々」つまり真の意味でメンバーであるにふさわしい人々だけに意識を向け、外部社会に絶望して、それとの接触を最小限にしようとした（cf. Taylor 2007, p. 449）。フッタライトはまさにそうである。経済活動やテクノロジー導入や行政とのやり取りで外部とかわりを持つとはいうものの、基本的に閉ざされた社会空間である。そしてそこでは共同体が個人に優先する。

フッタライトの家族についてはHostetler（2002, Chapter 4）とJanzen & Stanton（2010, Chapter 6）が教えてくれる。フッタライトは大きな建物に共住するものの、家族ごとに居室が与えられ「核家族」を構成する。そし

¹⁵ Friedmann（1956）によると、実際、現代の保育園・幼稚園にあたるものが、最初にドイツで幼稚園が開設される270年も前から機能していた。フッタライトの教育について詳しくはKatz & Lehr（2014, Chapter 7）を参照。

て、核家族内で学んだ人間関係が、子どもの社会化にとって重大だとされている。フッタライトは「血は水ではない」ということわざを持ち、コロニーにおいても血縁が重視されている。フッタライトの共同体主義に目を奪われて、この点を見逃してはならない。新婚夫婦は重労働から夜間の業務を免除され、家族と過ごす時間を確保できるようになっているとか、出産後の女性は6週間仕事から解放され育児に専念できるとか、興味深い点が多々あるが、ここでは深入りしない。

そうした配慮があるとはいえ、家族もまた共同体の視点から理解されなければならない。子どもは、自分の利益を他の人の利益より重視しないよう訓練され、個人優先主義ではなく共同体主義へと教育される。こうした教育を通して、フッタライトは「個人の権利をコロニーに譲り渡すことで、コロニーが繁栄し、それによって個人が安心して生活できる」という考えを持つにいたる。これは、近代的個人主義とは相反するもので、フッタライトは「自立した個人」という近代の根幹の理念に挑戦しているという点で、反近代だといえることができる。しかし、後期近代において「自立した個人」という理念はコミュニタリアンによって批判されている¹⁶。

フッタライトのコロニーに生活した外部の人々によるレポートが多数存在する今日、フッタライトの生活に批判的なものもある。実際、フッタライトのコロニーを脱出した人々の非難の書物やビデオもある¹⁷。フッタライトの共同体主義を正しく評価するには、そうしたものを丹念に読み解いていく作業が必要であろう。

¹⁶ 例えばジョン・ロールズに対するマイケル・ザンデルなどの批判。チャールズ・テイラーも（コミュニタリアンかどうかは別として）共同体を重視する点で軌を一にしている（cf. 中野2007）。

¹⁷ 参考文献の最後にあげた *Hutterites: The Nine, Our Story to Freedom* には、コロニーの生活に耐えられず、脱出した9人の青年の手記が収められている。また、コロニーを脱出したLGBTQの青年が2016年にYouTubeにあげた証言映像もある。<https://www.youtube.com/watch?v=JZtlAo6juLY>

終わりに

ここまで、後期近代の地点に立って、フッタライトを近代性と照らし合わせて見てきた。網羅できたわけではないが、大きな点は押さえられたと思う。結果として、フッタライトはいくかの点で初期近代の早い時期からその後が続く時代を先取りしたことがわかった。個人の信仰の自由を守るための逃避、絶対平和主義を貫く姿勢、自らの信仰を堅持する態度は敬服に値するし、極めて早い時期に子どもを子どもとして認め、コロニーの責任で養育・教育するシステムを構築したのは驚嘆に値する。しかし、彼らが近代をつくったわけではない。ただ、聖書のフッタライト流の理解を揺るがせにすることなく、愚直に実践しただけである。そして、近代という長い時間、フッタライト共同体は閉ざされていて、わずかなかわりを除いて、外の世界とは隔絶することを望んだ。そのため、その実践が外部に影響を与えることが少なく、自分たちの近代性によって近代化に貢献することはできなかった。

フッタライトは国民国家形成という近代化を拒否したが、国民国家を疑う後期近代とは親和性が高い。しかし、後期近代と整合しない点もある。たとえば、カナダは2005年に同性婚を合法化した。一方、フッタライトはLGBTQ自体を容認しない。またジェンダーの平等という理念とどう折り合いをつけるかという問題もある。

もっとも、世界のさまざまな社会の中で、後期近代の理念と整合する社会がどれだけあるのだろうか。やはり現代はまだ近代の中にどっぷりつかっているのが実情で、その点ではフッタライトは決して遅れてなどいない。われわれは今、私欲、利便性、大量消費を求めた結果、環境を破壊し、富の異常なまでの偏在を許した盛期近代を反省すべき後期近代（注5参照）にいる。むしろ、フッタライトの生活のありさまは、われわれに反省を迫るひとつの重要な問いかけとなる。フッタライトは自分たちが「山

の上にある町」（『マタイによる福音書』5章14節）たらんとしているわけではないだろうが、それはわれわれが参照すべきひとつの「世の光」なのではないかと思えるのである。

参考文献

- アリエス, フィリップ (1980) 『<子供>の誕生－アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(杉山光信訳), みすず書房。
- 鵜海未祐子 (2021) 「フッタライトの学校教育にみる「宗教の自由」と「学習権」の調整のあり方」, 『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』第25号, pp. 21-35。
- 小笠原真 (1981) 「E・トレルチの近代ヨーロッパ成立論－M・ヴェーバーとの関連で－」, 『ソシオロジ26巻2号』, p. 25-40。
- ギデンズ, アンソニー, フィリップ・サットン (2018) 『ギデンズ 社会学コンセプト事典』(友枝敏雄・友枝久美子訳), 丸善出版。
- ターン, トマス (1971) 『科学革命の構造』(中山茂訳), みすず書房。
- 小坂幸三 (2017) 『アーミッシュとフッタライト－近代化への対応と生き残り戦略』, 明石書店。
- 坂井信生 (2007) 『聖なる共同体の人々』, 九州大学出版会。
- 榊原巖 (1967) 『殉教と亡命 フッタライトの四百五十年』, 平凡社。
- (1972) 『アナバプティスト派古典時代の歴史的研究』, 平凡社。
- 佐野誠 (2007) 『ウェーバーとリベラリズム－自由の精神と国家の形－』, 勁草書房。
- 滝口克典 (2000) 「16世紀後半におけるフッター派の「良き秩序」構想」『山形大学歴史・地理・人類学論集』創刊号, pp.1-32。
- 孝忠延夫 (2018) 「信教の自由と政教分離を考えるにあたって－再洗礼派（アナバプティスト）を手がかりとして」, 『政策創造研究』12, pp.89-29。
- 中野剛充 (2007) 『テイラーのコミュニタリアニズム』, 勁草書房。
- 中野毅 (1982) 「平和主義再洗礼派における教会と国家－メンノー・シモンズと非暴力・無抵抗－」, 『創価大学平和研究』第4号, pp. 1-24。
- 永本哲也, 猪刈由紀, 早川朝子, 山本大丙編 (2017) 『旅する教会 再洗礼派と宗教改革』, 新教出版社。
- 場值賀礼文 (1990) 「宗教集団の類型論－新しい概念図式を求めて－」, 佛教大学学

- 会『社会学部論叢』24, pp. 40-57。
- 村上みか (2017) 「<名著再考>ルター『キリスト者の自由』」, 岩波書店『思想』1122号, pp. 121-128。
- 山本健人 (2018) 「宗教的共同体の構成員資格に関するルールへの介入 - カナダ憲法に基づく一考察 -」 中京大学社会科学研究所『社会科学研究』, pp.19-54。
- (2021) 「カナダにおけるフットライトの信教の自由 - 法多元主義と宗教制度主義の観点から」, 『金城学院大学キリスト教文化研究所紀要』第25号, pp.37-53。
- Beck, Ulrich, Anthony Giddens and Scott Lash (1994) *Reflexive modernization: politics, tradition and aesthetics in the modern social order*, Polity, Cambridge. (『再帰的近代化』松尾精文, 小幡正敏, 叶堂隆三訳, 而立書房, 1997)。
- Friedmann, Robert (1956) "Education, Hutterite", *Global Anabaptist Mennonite Encyclopedia Online*. Retrieved 16 February 2021, from https://gameo.org/index.php?title=Education,_Hutterite&oldid=144094
- Gagnon, Alain- G., Raffaele Iacovino (2007) *De la nation à la multination*, Boreal, Montreal. (『マルチナショナルリズム - ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ』丹羽 卓 監訳, 古地順一郎, 柳原克行訳, 彩流社, 2012)。
- Giddens, Anthony (1991) *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Polity, Cambridge.
- Hostetler, John A. (2002) *The Hutterites in North America*, Cengage Learning, Mason (Ohio).
- Janzen, Rod, Max Stanton (2010) *The Hutterites in North America*, Johns Hopkins University Press, Baltimore (Maryland).
- Katz, Yossi, John Lehr (2014) *Inside the Ark: The Hutterites in Canada and the United State*, 2nd edition, University of Regina Press, Regina (Saskatchewan).
- Peter, Karl A. (1987) *The Dynamics of Hutterite Society*, University of Alberta Press, Edmonton (Alberta).
- Stoltzfus, Duane C. S. (2013) *Pacifists in Chains: The Persecution of Hutterites During the Great War*, Johns Hopkins University Press, Baltimore (Maryland).
- Taylor, Charles (2018) *A Secular Age*, Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press, Cambridge, MA. (『世俗の時代』千葉 真他訳, 名古屋大学出版会, 2020)。
- (著者・編者なし) *Hutterites: The Nine, Our Story to Freedom*, Rising Son Publishing, 2013.